

覚書

愛知県立大学（以下「甲」という）と朝日カルチャーセンター（以下「乙」という）は、乙が甲の協力を得て、提携講座を開講する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域の活性化、生涯学習に寄与するため、一般向けに提携講座を開設する。

（講座）

第2条 提携講座の内容は、甲と乙が協議して決定する。

（開講期間）

第3条 開講期間は、4月、7月、10月、1月を開始月とし、3か月あるいは6か月を基本単位として開講するが、1回のみの講座、変則開講の講座にも臨機応変に対応する。

（講師・会場）

第4条 甲は担当講座の講師を派遣する。乙は講座を開講する会場を乙の負担で用意する。

（告知・募集）

第5条 講座開講の告知・募集は乙の負担で行う。告知には「愛知県立大学提携講座」の冠を記す。

（受講料）

第6条 受講料は乙が受領し、甲が派遣する講師に報酬を支払う。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙は、提携講座参加者の個人情報の保護について、個人情報保護法に関する法律（平成15年5月30日法律第57号に定める個人情報保護取り扱い事業者として、以下のとおり定め遵守するものとする。

甲及び乙は、講座の運営上、個人情報を利用するときは、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理保管し、かつ講座の運営以外の用途に使用してはならない。

甲及び乙は、当該個人情報の管理に必要な処置を講ずるものとし、法第23条に定める場合のほか、第三者に開示・提供してはならない。



(有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとし、甲、乙双方に異議がなければ1年ごとの自動延長とする。

(内容の変更)

第9条 第3条から第6条において定める内容の変更等の必要性が生じた場合には、甲・乙双方の協議のうえ変更することができる。

(協議事項)

第10条 甲・乙双方において、「講座」の運営・継続に支障が生じたり、その恐れが生じた場合は、直ちに甲は乙に、乙は甲にその旨通知し、善後策について協議する。

2 本覚書に関して疑義が生じたとき、または本覚書に定めのない事項については、甲・乙双方が誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各々1通を保有する。

平成23年2月23日

(甲) 愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間4522-3

愛知県立大学

学長 佐々木 雄太



(乙) 名古屋市中区栄3-4-5 スカイル10階

株式会社朝日カルチャーセンター

名古屋本部長 梅原 豊

